みやけい交通安全ニュース

発行:宮崎県警察本部交通企画課 R6-No.19(2024.10.9)



道路交通法が改正されます!

~ 自転車等の交通事故防止のための規定を整備

自転車等の交通事故防止のための規定を整備した「改正道路交通 法」が5月24日に公布されました。

自転車の携帯電話使用等や酒気帯び運転の罰則化などは令和6年 11月1日(金)に施行されます。

自転車の携帯電話使用等

携帯電話を手で保持した状態で通話する行為、携帯電話の画面を見ながらメール等をする行為について、自動車やバイクと同様の罰則となります。

【罰則】6月以下の懲役 又は10万円以下の罰金

自転車の酒気帯び運転の禁止

基準以上のアルコールを体内に保有した状態で自転車を運転する行為を酒気帯び運転として、自動車やバイクと同様の罰則となります。

【罰則】3年以下の懲役 又は50万円以下罰金

いずれも<mark>自転車運転者講習対象の危険行為</mark>に追加されます!

注意占

- 自転車の携帯電話使用等により交通の危険が生じた場合は罰則が重くなります。【罰則】 I 年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転の自転車運転者への自転車の提供者、酒類提供者、同乗 者についても、自動車やバイクと同様に罰則の対象となります。

【罰則】(自転車の提供)3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (酒類提供・同乗)2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車に対する交通反則通告制度(青切符)については公布日から2年以内に施行されます。

自転車は車両です。安全で適正に運転しなければ自動車と同様に凶器となります。ヘルメットを着用し、 交通ルールを守りましょう!



毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。